

**【訂 正 表】**  
**解説 私立学校法（新訂三版）**

令和 2 年 1 月現在

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
10	20	<u>さらに、令和元年に大改正が行われ（令和元法 11 号）、令和 2 年 4 月 1 日から施行される。</u>	(追加)
14	3	<u>(7) 令和元年改正</u> 改正のポイントは、大きくみて次の 5 点である。 ① 学校法人の責務 ② 役員の職務及び責任の明確化等 ③ 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画 ④ 財務書類等の公開等 ⑤ 清算人の選任	(追加)
18	19	同法施行令 <u>25 条 1 項 44 号</u>	同法施行令 <u>22 条 1 項 46 号</u>
	21	地方独立行政法人法施行令 <u>40 条 1 項 21 号</u>	地方独立行政法人法施行令 <u>13 条 1 項 21 号</u>
19	3	同法施行令 <u>25 条 1 項 44 号</u>	同法施行令 <u>22 条 1 項 46 号</u>
21	14	「親権を行う者は、 <u>子の利益のために</u> 子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」	「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」
57	4	遺留分権利者の <u>侵害額</u> 請求をまって、遺留分侵害部分が効力を失うに過ぎない（同法 <u>1046 条</u> ）。	遺留分権利者の <u>減殺</u> 請求をまって、遺留分侵害部分が効力を失うに過ぎない（同法 <u>1031 条</u> ）。
66	11	仮理事、清算人（私学法 40 条の 4、50 条の 4）	仮理事、 <u>特別代理人</u> 、清算人（私学法 40 条の 4、 <u>40 条の 5</u> 、50 条の 4）
79	6	<u>さらに、令和元年 9 月 17 日に私学法の改正にあわせて改正された。</u>	(文末に追加)
92 ～ 104		全面改正 「学校法人諸規定の整備と運用（第九版）」（法友社）P6~13 参照	
107 ～ 212		全面改正 「学校法人諸規定の整備と運用（第九版）」（法友社）P15~139 参照	
218	10	(2) 理事と学校法人との法律関係は、 <u>令和元年改正私学法により、委任であるとされた（同法 35 条の 2）。</u>	(2) 理事と学校法人との法律関係は、 <u>委任又は準委任であるとするのが、一般的な考え方である。</u>
	15	(削除)	<u>準委任とは、法律行為でない事務の委託、すなわち事実行為を委託する場合であって、委任の規定が準用される（同法 656 条）。</u>
218	17	法律関係が委任ということになると、	法律関係が委任 <u>又は準委任</u> ということ

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
224	7	<u>さらに、令和元年改正私学法により同法38条8項が改正され、第2項として「心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの」が加えられた。</u> (削除) ①～④ (番号繰上げ) ⑤ <u>心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの</u>	学教法9条の規定が準用される(私学法38条8項)。 <u>(追加)</u>  ① <u>成年被後見人又は被保佐人</u> ②～⑤ (追加)
	16	(2) 「(1)②」の公立学校教員であって	(2) 「(1)③」の公立学校教員であって
	21	(3) 「(1)③」の免許状取上げによる	(3) 「(1)④」の免許状取上げによる
225	15	場合(私学法38条8項1号、前記「4(1)」) ⑤ <u>心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの(同条同項2号、前記「4(1)」)</u> ⑥・⑦ (番号繰り下げ)	(私学法38条8項、前記「4(1)」) (追加)  ⑤・⑥
226	6	委任の関係にあるから	委任 <u>又は準委任</u> の関係にあるから
227	11	委任の関係にあるから	委任 <u>又は準委任</u> の関係にあるから
231	14	「補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができ。」	「補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。」
242	10	委任 <u>の関係にある</u> ので	委任 <u>又は準委任であると解されている</u> ので
243	20	委任の法律関係に立つ	委任 <u>又は準委任</u> の法律関係に立つ
245	9～22	(削除)	<u>14 特別代理人 (以下略)</u>
	24	(削除)	<u>(注8)</u>
248～250		(削除)	(例3)
252	12	(同法41条3、5項)	(同法 <u>37条3項5号</u> 、41条3、5項)
261	6	(同法42条1項 <u>5、7号</u> 、50条)	(同法42条1項 <u>3、5号</u> 、50条)
263	7	(私学法37条3項 <u>7号</u> )	(私学法37条3項 <u>6号</u> )
264	11	② 「作成例」同条 <u>11項</u> は、	② 「作成例」同条 <u>10項</u> は、
265	17	「作成例」17条 <u>10項</u> も 同条 <u>12項</u> では、	「作成例」17条 <u>9項</u> も 同条 <u>11項</u> では、
268	5	「作成例」17条 <u>11項</u> は、	「作成例」17条 <u>10項</u> は、
270	2	<u>特別</u> の利害関係を有する理事は、	<u>直接</u> の利害関係を有する理事は、
271	15	<u>議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上</u> が議事録に署名押印	<u>出席した理事全員</u> が議事録に署名押印

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
281	21	作成例 17 条 <u>12</u> 項	作成例 17 条 <u>11</u> 項
287	18	「作成例」8 条 <u>1</u> 項は	「作成例」8 条は
288	17	<u>また、令和元年私学法改正で、心身の故障のため職務の適正な執行ができない者が追加された（同条同項 2 号）。</u>	（私学法 38 条 8 項）。 <u>（追加）</u>
289	3	（同法 <u>26</u> 条の 2）	（同法 <u>38</u> 条 5 項）
	21	<u>③ 理事の業務執行の状況を監査すること。</u> <u>④ 学校法人の業務 若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に</u>	（追加） <u>③ 学校法人の業務 又は財産の状況に</u>
290	3	<u>⑤ 第 1 号 から第 3 号までの規定による監査の結果、学校法人の業務 若しくは財産又は理事の業務執行に関し…</u>	<u>④ 第 1 号 又は第 2 号の規定による監査の結果、学校法人の業務 又は財産に関し…</u>
		<u>⑥ …理事長に対して 理事会及び評議員会の招集を請求すること。</u> <u>⑦ 学校法人の業務 若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に</u>	<u>⑤ …理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u> <u>⑥ 学校法人の業務 又は財産の状況に</u>
291	12	（同法 37 条 3 項 <u>4</u> 号）	（同法 37 条 3 項 <u>3</u> 号）
	13	同例 16 条 <u>4</u> 号	同例 16 条 <u>3</u> 号
	17	（私学法 37 条 3 項 <u>4</u> 号、作成例 16 条 <u>4</u> 号）	（私学法 37 条 3 項 <u>3</u> 号、作成例 16 条 <u>3</u> 号）
292	7	（私学法 37 条 3 項 <u>7</u> 号）	（私学法 37 条 3 項 <u>6</u> 号）
	10	（同条同項 <u>5</u> 号）	（同条同項 <u>4</u> 号）
	12	<u>理事会及び 評議員会の招集</u>	評議員会の招集
	13	（同条同項 <u>6</u> 号）	（同条同項 <u>5</u> 号）
	15	（同条同項 <u>5</u> 号）	（同条同項 <u>4</u> 号）
293	1	（同条同項 <u>5</u> 号）	（同条同項 <u>4</u> 号）
293	3	（同条同項 <u>7</u> 号）	（同条同項 <u>6</u> 号）
295	14	<u>(1) 予算及び事業計画</u> <u>(2) 事業に関する中期的な計画</u> <u>(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</u>  (削る) <u>(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準</u> <u>(5)～(9) （番号繰り下げ）</u>	（追加） （追加） <u>(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</u> <u>(2) 事業計画</u> （追加）  <u>(3)～(7)</u>
		1	「 <u>(1)(2)</u> 」の事業計画は、

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
296	4	「 <u>6</u> 」の合併及び「 <u>7</u> 」の解散に	「 <u>4</u> 」の合併及び「 <u>5</u> 」の解散に
	17	(同法 37 条 3 項 <u>5</u> 号)	(同法 37 条 3 項 <u>4</u> 号)
299	7	(同法 26 条の 2、 <u>38</u> 条 1 項 1 号)。	(同法 <u>38</u> 条 1 項 1 号、 <u>同条 5 項</u> )。
300	19	<u>理事会及び 評議員会の招集を請求することができる</u> (同法 37 条 3 項 <u>6</u> 号)。	評議員会の招集を請求することができる (同法 37 条 3 項 <u>5</u> 号)。
321	13	( <u>同法 37 条参照</u> )	( <u>法 37 条参照</u> )
336	17	( <u>教育公務員特例法 3～10 条、19 条</u> )	( <u>教育公務員特例法 3～9 条、19、20 条</u> )
347	5	( <u>私学法 37 条 3 項 4 号、41～43 条、46 条</u> )	( <u>私学法 37 条 3 項 3 号、41～43 条、46 条</u> )
369	4	( <u>私学法 49 条</u> )	( <u>私学法 48 条</u> )
372	15	( <u>同条同項 4 号</u> )	( <u>同条同項 3 号</u> )
374	7	① <u>学校法人の 業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行状況の監査</u>	① <u>学校法人の 業務及び財産の状況の監査</u>
	9	③ <u>①の監査の結果、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の</u>	③ <u>①の監査の結果、業務又は財産に関し不正の</u>
	12	④ <u>③の報告のための 理事会及び 評議員会招集請求</u>	④ <u>③の報告のための評議員会招集請求</u>
	15	予算及び決算報告等に対して意見陳述をするほか ( <u>私学法 42 条 1 項、46 条</u> )、	予算及び決算報告に対して意見陳述をするほか ( <u>私学法 42 条 1 項 1 号、46 条</u> )、
386	4	③ <u>収支計算書、④事業報告書 及び⑤役員等名簿</u> を作成し、監事が作成した⑥ <u>監査報告書 及び⑦役員に対する報酬等の支給の基準</u> とともに、	③ <u>収支計算書 及び ④事業報告書</u> を作成し、監事が作成した⑤ <u>監査報告書</u> とともに、
387	20	⑤ <u>役員等名簿</u> <u>理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。令和元年私学法改正で追加された。閲覧請求があった場合には、個人の住所に係る記載の部分を除外して閲覧をさせることができる</u> (同法 47 条 3 項)。	(追加)
	20	⑥ <u>監査報告書</u> <u>学校法人の業務 若しくは 財産 又は理事の業務執行状況</u>	⑤ <u>監査報告書</u> <u>学校法人の業務又は財産の状況</u>
388	2	<u>学校法人の業務と理事の業務執行状況の</u> <u>況も</u>	学校法人の業務も
	3	⑦ <u>役員に対する報酬等の支給の基準</u> <u>令和元年私学法改正で追加された。役員が無報酬で寄附行為において無報酬と定めた場合は、寄附行為により確認できるため、別途策定する必要はない。</u>	(追加)

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
388	4	私学法 47 条 2 項に違反して、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、 <u>役員等名簿、監査報告書 及び役員に対する報酬等の支給の基準</u> の備付けを怠り、・・・（同法 66 条 6 号）。	私学法 47 条 2 項に違反して、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 <u>及び 監査報告書</u> の備付けを怠り、・・・（同法 66 条 4 号）。
	14	(2) <u>令和元年私学法改正前までは、閲覧を請求できる者は「利害関係人」で</u>	(2) 閲覧を請求できる者は「利害関係人」で
	18	<u>令和元年改正私学法により、文部科学大臣所轄の学校法人は、利害関係のない者からの請求であっても、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないこととなった（同法 47 条 2 項）。なお、都道府県知事所轄の学校法人は、改正後でも⑥役員等名簿と⑧寄附行為以外の書類は「利害関係人」に限ることができる。</u>	(文末に追加)
390	12	<u>8 令和元年私学法改正前までは財産目録等の備付け・供覧の期間については定められていなかったが、改正により「作成の日から 5 年間」と定められた。</u>	<u>8 私学法は・・・供覧が義務付けられていると解するほかない。</u>
396	6	(所得税法施行令 262 条 1 項 <u>6</u> 号、	(所得税法施行令 262 条 1 項 <u>7</u> 号、
402	17	(私学法 42 条 1 項 <u>7</u> 号)	(私学法 42 条 1 項 <u>5</u> 号)
405	5	(同法 66 条 <u>8、9</u> 号)	(同法 66 条 <u>5、6</u> 号)
408	1	寄附行為に別段の定めがあるとき <u>及び所轄庁の解散命令による解散</u> を除き、	寄附行為に別段の定めがあるときを除き、
413	10	(同法 42 条 1 項 <u>6</u> 号)	(同法 42 条 1 項 <u>4</u> 号)
415	13	(同法 66 条 <u>10</u> 号)	(同法 66 条 <u>7</u> 号)
424	13	(私学法 38 条 8 項 <u>1</u> 号)。また、 <u>令和元年私学法改正により、心身の故障のため役員の職務の適切な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの</u> が追加された（同条同項 2 号）。この中で	(私学法 38 条 8 項)。この中で
425	3	(同条 <u>11</u> 項)	(同条 <u>10</u> 項)
427	14	委任 <u>関係にあるので、</u>	委任 <u>又は準委任と解されているので、</u>
440	9	心身の故障のため職務の <u>適正な</u> 執行ができないと	心身の故障のため職務の執行ができないと
451	5	(同法施行令 23 条 <u>12</u> 号)	(同法施行令 23 条 <u>11</u> 号)
466	6	(削除)	② 就学支援金の支給に関する・・・

頁	行	訂 正 後	訂 正 前
467	8	<p><u>② 33 条の 2 の規定による寄附行為の備付けを怠ったとき。</u></p> <p><u>③ 33 条の 2 の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。</u></p> <p><u>④ 33 条の 3 の規定による財産目録・・・</u></p> <p><u>⑤</u></p> <p><u>⑥ 47 条 2 項の規定による書類〔財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準〕の備付け</u></p> <p><u>⑦ 47 条 2 項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録の閲覧を拒んだとき。</u></p> <p><u>⑧～⑪ (番号繰り下げ)</u></p> <p><u>⑫ 63 条 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② 33 条の 2 の規定による財産目録・・・</p> <p>③</p> <p>④ 47 条 2 項の規定による書類〔財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書〕の備付け</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>⑤～⑧</u></p> <p>(追加)</p>
474	8	(同法 66 条 <u>12</u> 号)	(同法 66 条 <u>9</u> 号)
475	17	(私学法 66 条 <u>11</u> 号)	(私学法 66 条 <u>8</u> 号)